

○環境省告示第六十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第十二号の規定に基づき、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年五月一七日

環境大臣 大塚 珠代

第五条第一号又に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

第五条第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする）。

以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

第五条第五号イに次のただし書を加える。

ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。